



高等学校等就学支援金

(令和6年度入学生用)

高等学校等の授業料を支援します！

概要

※以下の内容は、令和5年度のもので、
制度改正等により内容が変更になる場合があります。

- 高等学校等就学支援金は、学校設置者（青森県や学校法人等）が生徒本人に代わって国から受け取り、授業料に充てる返還不要の授業料支援制度です。

（生徒や保護者等が直接受け取るものではありません。）

- 支給にあたっては、所得制限があります。
- 申請手続は、高等学校等入学後に行います。

支給額

	全ての保護者等の市町村民税の課税標準額の6%の額から市町村民税の調整控除額を差し引いた額の合算（保護者等の年収目安 ^(※1) ）	支給限度額 ^(※2, ※3)			
		全日制	定時制	通信制	
公立	30万4,200円未満 (年収910万円未満程度)	9,900円/月	2,700円/月	単位制	1単位 310円
私立 ^(※4)	15万4,500円～30万4,200円未満 (年収590万円～910万円未満程度)	9,900円/月	—	単位制 上記以外	1単位 4,812円 9,900円/月
	15万4,500円未満 (年収590万円未満程度)	33,000円/月	—	単位制 上記以外	1単位 12,030円 24,750円/月

(※1) 表に示している年収は両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、実際の対象となる年収は家族の人数や年齢、働いている人数等により異なります。

(※2) 支給限度額は授業料が上限となります。

(※3) 1単位当たりの授業料が設定されている場合、支給限度額は通算74単位が上限となります。

(※4) 私立は、全ての保護者等の市町村民税の課税標準額の6%の額から市町村民税の調整控除額を差し引いた額の合算が、15万4,500円以上20万7,900円未満（年収目安590万円～710万円未満程度）の場合、県が9,900円を上乗せして補助します。

受給資格者

生徒が（１）から（３）まで全ての要件に該当している場合、受給資格者となります。

（１）在学要件

生徒が、次のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 生徒が県立・私立高等学校（全日制、定時制、通信制）に在学していること。
- ② 生徒が私立専修学校高等課程に在学していること。
- ③ 生徒が私立専修学校一般課程や各種学校のうち、准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者養成課程の指定を受けた学校に在学していること。

ただし、以下の生徒は対象外となります。

- ア 専攻科、別科の生徒
- イ 高等学校等を既に卒業した生徒
- ウ ３年（定時制・通信制は４年）を超えて在学している生徒
- エ 科目履修生、聴講生

（２）在住要件

生徒が日本国内に住所を有していること。

（３）所得要件

生徒の保護者等（保護者等が２人以上いる場合はその全員）の市町村民税の課税標準額の６％の額から市町村民税の調整控除額を差し引いた額の合計額が３０万４，２００円未満であること。

申請手続

入学する高等学校等が定める期限までに、申請してください。

〔 ２人以上の高校生等がいる場合は、１人の高校生等につき１件の申請が必要となります。 〕

その他

- （１）申請時、虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- （２）税の申告をしていない方は、不認定となる場合がありますので、必ず申告をしてください。
- （３）保護者等の自己の責めに帰することのできない理由による離職や傷病等による療養のために勤務できないなどにより、家計が急変した世帯のための支援制度もあります。

問合せ先

〒035-0054

青森県むつ市海老川町6-18

青森県立田名部高等学校 事務部

TEL 0175-22-1184